

## 管内における獣医事業務の現状と課題

山城家畜保健衛生所

○石森裕 中川一樹

【はじめに】管内の飼育動物診療施設（以下、診療施設）の数は、平成初期と比べ約2倍に増加し、府内診療施設数の約80%を占め、獣医事に関する業務も増大。そこで、管内獣医事業務の現状と課題について考察。【獣医事業務】当所では、①診療施設届出に係る事務、②診療施設への立入検査、③法令違反を疑う事例への対応、④法令改正への対応を実施。【現状・対応】①人事異動時期の年度始めに集中し、届出遅延したケースの半数以上が法の認識不足に起因するため、診療施設開設者向けのビデオ講座を配信するとともに、届出書の様式と記入例をHPに掲載して案内するなど、効率的かつ正確に事務を遂行。②立入検査チェック票を使用し、必要事項を漏れなく確認。不遵守の項目について重点的に指導するとともに、後日、写真を送付させて改善状況を確認。③獣医師法違反等の通報を受けた場合、現地での聴取などにより事実確認を行うとともに、法令違反が疑われる場合には、法に抵触するおそれがあるとして指導。④令和6年4月に改正された獣医療広告ガイドラインについての家畜衛生情報を作成。管内全診療施設あて送付し、改正の概要を情報提供。【今後の課題】診療施設の届出の電子化、診療施設の立入検査における優良事例の写真の活用、愛玩動物看護師法の施行や獣医療広告の複雑化について丁寧に周知するなど、正確性を担保しつつ、更なる業務の効率化を図りたい。